

令和6年2月29日

白井市小中学校PTA連絡協議会
会長 阪野 雄 様

回 答 書

令和5年度 回答事項

(1) 信号機の設置・調整について	P. 1
(2) 横断歩道の設置・路面表示の補修	P. 3
(3) 歩道橋の改修	P. 10 (該当なし)
(4) 道路整備改修・歩道・ガードレールの設置・修繕	P. 10
(5) カーブミラーの設置・修繕	P. 16
(6) 看板の設置・改修・移設	P. 17
(7) その他の危険箇所改善	P. 20
【令和5年度評価(評価基準)】	P. 24

白井市長 笠井 喜久雄

(1) 信号機の設置・調整について 該当なし

(2) 横断歩道の設置・路面表示の補修

通し番号	学校区	番号	場所	要望内容	説明	回答	評価
20	七次台中	七(2)1	清水口1-3・1-5から清水口2-4へ渡る2本の横断歩道	横断歩道の補修	信号のない丁字路で、横断歩道の標識の設置はあるが横断歩道の線が消えており補修いただきたい。	【印西警察署】 横断歩道の補修を実施しました。	○
21	七次台中	七(2)2	清水口小学校北校門前の横断歩道	路面表示の改修押しボタンの調整	この道路は国道16号と、国道464号方面・西白井駅方面・富士方面とを結ぶ4車線の県道191号線である。交通量も多く、押しボタン式信号が設置されているものの、数年前には児童の死亡事故も発生している横断歩道である。歩道には待機線として黄色い線が引かれ、「とまれ」の表示もあるが、通行する車両のスピードも速いため、この位置では危険を感じる。もう少し車道から距離をとったところに表示を引き直してほしい。また、押しボタンの向きも、車道に近い位置に来ないと押せないの、車道側に近づかずに押せる向きに調整してほしい。	【印西警察署】 押しボタン式信号機のボタンの位置は、立ち上がり部分から施工が必要であり、容易に変更はできません。 【印旛土木事務所】 新たな事故を誘発する可能性があるため、歩道に待機線を設けることはできません。 なお、歩道上にあるパンダマークの位置に児童が前に出ないようにする停止線や点字ブロックを設置することは可能です。	×
22	七次台中	七(2)3	遠山珈琲前の横断歩道	横断旗の設置	令和4年度に、中木戸消防小屋前から移設された横断歩道。風間街道の西側(中木戸地区・小字南口、小字横谷津台)から通う児童が利用していますが、交通量も多く車両スピードも速いため、なかなか止まってもらえない。本来なら押しボタン信号を要望したいが、検討・実現に時間を要する場合は、まずは横断旗を設置してほしい。	【印西警察署】 現地を確認し、利用者数や交通状況から押しボタン式信号機により交通整理をしなければ横断できないという状況ではないため、車が止まらないという理由だけでは設置は困難です。 【道路課】 歩行者の滞留場所の安全確保を図るため、車止めを設置しました。 【市民活動支援課】 令和5年12月に横断旗4本、旗ケース2個を設置しました。	△

23	七次台中	七(2)4	野口交差点 (七次台小正門から東に120mの位置)	横断歩道の補修	多くの児童が通学する地区であり、横断歩道のない箇所を渡ってしまう児童が散見される。横断歩道の路面標示が一目で確認できれば、道路を横断する児童等の歩行者及び車両の運転者も相互に注意することが可能であると考えられるため、横断歩道の補修を要望する。	【印西警察署】 横断歩道及び一時停止の路面標示の補修を令和5年7月26日付けで要請済みで、令和7年3月までに補修する予定です。	△
24	七次台中	七(2)5	児童専用通学路付近 西白井3-2 —2と西白井4-1-13の間	横断歩道の設置	朝の通学時間帯、同地区周辺の住民の通学時間と重なり、車両の通行が多く、児童は横断歩道のない交差点を渡らざるを得なく危険であるため、横断歩道の設置を要望する。	【印西警察署】 住宅街の中にある交差点であり、利用者が地域の方など限定的なため、現状では設置できません。計画道路が開通する段階で検討します。	×
25	七次台中	七(2)6	七次台3—1 7、3—46付近 県道191号 (七次台小学校プール北西側)	横断歩道等の補修	前年度、「車道の上にある道路標識が抜けている。信号のない横断歩道なので標識の改修を要望」した箇所であるが、車道上空の道路標識は撤去され、歩道側に「横断歩道あり」の標識が設置された。しかしながら、令和5年5月28日現在、歩道の植栽が生い茂り、標識が車道側から見えない状況であり、さらには、道路上の「ダイヤモンド」が薄くなっており、横断者への危険が大であるため、横断歩道及びダイヤモンドの補修を要望する。	【印西警察署】 横断歩道及びダイヤモンドの補修、オーバーハングの歩道標識の撤去を実施しました 【印旛土木事務所】 植栽の剪定を令和5年7月に実施しました。	○

(3) 歩道橋の改修該当なし

(4) 道路整備改修・歩道・ガードレールの設置・修繕

通し 番号	学校区	番号	場 所	要望内容	説 明	回 答	評 価
43	七次台中	七(4)1	西白井複合センター側から、緑道入り口へと渡る横断歩道	車止めの増設路面標示での注意喚起	緑道は、駅へ向かう通勤・通学の自転車と、七次台中学校へ向かう通学の自転車が行き交い、朝はスピードを出している車両も多い。 速度を出したまま横断歩道へ飛び出す自転車もあり、危険であるため、この緑道の清水口保育園前や、市道00-010の地点のように、車止めを増設、あわせて路面標示で注意喚起を行うことで、スピード抑制につながる対策を講じてほしい。	【道路課】 車止めの増設は、高齢者や障がい者等の歩行空間の確保に支障をきたしてしまうことから、車止めの増設の予定はありません。	×
44	七次台中	七(4)2	風間街道(根1826付近)から西白井4丁目まで (村雨第2公園南東側80mの位置から HondaCars 東葛千葉ニュータウン西店まで)	道路、遊歩道、児童の通学路の新設・設置	現在、西白井3丁目および西白井4丁目に住む児童は、風間街道に出るまでに児童歩行専用の通学路を通り、遠回りをして通学している。児童歩行専用通学路は、冬季夕暮れ時に人気が多く不審者等の出没が危惧される。遠回りの道は道路幅狭隘であるが、車両等の交通量は多く、見通しが悪い。また、通学する児童への危険が大である。 また、昨今、発生することが危惧されている首都直下型地震や他の大規模災害発生時、西白井3丁目および西白井4丁目に住む住民は、学校への避難行動が難しいと考える。 要望する道路が開通することにより、児童や保護者、さらには避難行動をする近隣住民の安心と安全に繋がることになると考えることから道路の整備・新設を要望する。	【道路課】 昨年度と同様の回答になりますが、西白井3丁目から風間街道に抜ける市道00-139号線の整備計画約307メートルのうち、西白井側の約152メートルは用地買収が完了し、暫定的に歩道を整備しています。 また、風間街道側から西白井側に向かって約65メートル部分は車道の表層アスファルトを残し、それ以外の整備が終わっています。 残る間の約83メートルについては、用地交渉が困難な状況となっております。 七次台3丁目ホンダカーズ東葛千葉ニュータウン西店から風間街道を結ぶ道路については、平成25年度までに基礎的な調査などの概略設計を行い、平成29年度に予備設計を実施し、大まかな線形や標準的な構造を決定しています。 当該道路は、通学路のほか、安心安全の推進や地区と地区を結びコミュニティを醸成するうえでも、必要な道路と考えていますので、後期実施計画の期間中に計画化に向けて道路線形を決定するための用地の調査等について準備を進める予定です。	-

45	七次台中	七(4)3	西白井3-1-12付近から根1853-5付近	グリーンベルト及び路側帯表示線の改修(塗り直し)ラバーポールの改修と増設	多くの児童が通学時に通行する箇所であるが、周辺住民の通勤経路となり多くの車両が通行する危険箇所である。グリーンベルト及び路側帯表示線を改修することに交通事故の発生を軽減できると思慮される。また、当該箇所は車両同士がすれ違う際に、児童が通学している路側帯に立ち入ることが散見されるため、ラバーポールの改修及び増設を要望する。 ※当該箇所です令和5年5月22日夜半頃(詳細時間不明)に車両が住宅の塀を損壊させる事故が発生した。	【道路課】 グリーンベルトについてはやや薄くなっていますが、次年度以降必要に応じて対応していきます。路側帯については全体的に薄くなっていますので、令和6年4月以降の対応を予定しています。	△
46	七次台中	七(4)4	風間街道の歩道(アイン薬局付近からクレイドルガーデン前交差点にかけての区間)	歩道の拡張木の伐採	風間街道は、多くの児童が通学路として利用しているが、当該区間の歩道は、個人所有と思慮される土地の木々とガードレールに挟まれ、歩行者一人分しか通ることができない程に特に狭く、通行人とすれ違うことも困難であるため、木の伐採もしくは歩道の拡張を要望する。	【道路課】 当該箇所の歩道の拡張による計画は現在のところありません。歩道に張り出している樹木につきましては、適宜剪定していただくよう関係地権者に依頼しました。	-

(5) カーブミラーの設置・修繕

通し番号	学校区	番号	場所	要望内容	説明	回答	評価
53	七次台中	七(5)1	清水口児童公園沿いの車道	カーブミラーの設置	曲がり角が死角になるためカーブミラー設置を要望。	【道路課】 当該交差点は、隅切りが確保されていることから、徐行して通行することにより車両等が確認できますので、カーブミラー設置基準に照らし設置は行いません。	×

(6) 看板の設置・改修・移設

通し番号	学校区	番号	場所	要望内容	説明	回答	評価
58	七次台中	七(6)1	七次台小学校正門前 (正門から東南東に40mの位置)	標識の改修	標識が設置されてから年数が経過していると思慮され、経年劣化が顕著である。学校正門前の横断歩道であるため、整備を要望する。	【印西警察署】 オーバーハングの「横断者あり」の標識は撤去して通常標識に更新するように本部に要請しました。	-

(7) その他の危険箇所改善

通し番号	学校区	番号	場所	要望内容	説明	回答	評価
77	七次台中	七(7)1	七次台小学校周辺の案内板 (正門から北北西に100mの位置及び北東に160mの位置)	案内板撤去	七次台小学校外周(学校東側及び西側歩道上)に設置されている案内板(2箇所)は、経年劣化が進み、案内板に記載されている表示内容が読み取れなく、さらには、案内板下部が腐食しており倒壊の危険が大であるため、撤去をいただきたい。	【教育総務課】 職員により現地の状況確認をしています。修繕による対応は困難と考えており、撤去する方向で検討中です。	-

【令和5年度評価(評価基準)】

○:	2	件
△:	3	件
×	4	件
-:	4	件
評価なし	0	件

要望事項に対して達成したもの
 代替え案、次期計画、長期計画、直近(1年以内)のできるもの
 要望事項に対して達成していないもの
 対策内容や時期等が未定のものとは評価なしとして改めて進捗状況を報告する
 要望取下げとなったもの

合計: 13 件